

札幌・旭川・小樽三支部合同研修会の報告



～電子記録債権に基づく下請代金の支払い～



小樽市公会堂

毎年恒例の三支部合同研修会が、小樽支部主催で開催されました。参加支部は例年どおり札幌支部・旭川支部・小樽支部の三支部です。参加人員は札幌支部が最多の20名、旭川支部8名、小樽支部11名、合計39名となりました。小樽から遠い旭川支部は、バスをチャーターして研修に参加しました。今回の研修会場は、歴史的建造物にも指定されている小樽市公会堂。会場では同時に能面展も行われており、研修の前に見学をする会員もいました。研修のテーマは「電子記録債権に基づく下請代金の支払い」ということで、札幌支部の会員である板垣俊夫先生により講義がなされました。講義内容の概略は次のとおりです。

電子記録債権とは、債権の発生または譲渡について電子記録をすることを要件としていて、新たに創設されたものです。電子記録債権は手形債権や指名債権等の既存の債権とは異なり、当事者の合意のみで効力を有するものではありません。電子記録債権は、電子債権記録機関で電子記録をすることによって、効力が発生します。

電子記録債権のメリットは、金銭債権の発生、譲渡を電子記録と結びつけることで、二重譲渡のリスクがなくなり、また、手形債権におけるような現物管理リスク（企業側として支払手形を取引先に送るまで金庫に保管しておくと、それに保険をかけなくてはならず、保険料の経費もかさむ）、印刷、印紙代、運搬費用、盗難、紛失、偽造等のリスクも生じないようにすることができます。

そしてこの電子記録債権は下請代金を支払う場合にも利用することができますが、下請けいじめなどがなされないように、公正取引委員会は下請法及び独占禁止法の運用について通達を出して、適切に事務処理をするように指導しています。

研修が終了した後はホテルノルドに移動して昼食を取り、その後に観光船で断崖絶壁の景勝を楽しみながら祝津へ移動しました。そして、祝津では北海道職業能力開発大学校の駒木准教授の案内で、茨木家中出張番屋などを見学しました。

その後、この研修会の真の目的ともいえる懇親会が、祝津の潮騒で行われました。ここでは恒例となっている支部ごとの会員紹介が行われ、会員同士大いに交流を深めました。また、懇親会の途中で花火大会が始まり、ほとんどの会員が外に出て残暑を忘れるほどの花火を楽しみました。



板垣俊夫先生



観光船



懇親会



茨木家中出張番屋